

静岡県いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年 3 月

静岡県・静岡県教育委員会

第一次改定 平成30年 3 月
第二次改定 令和 8 年 6 月

目 次

第1	いじめの現状と基本理念	
1	いじめの現状.....	1
2	基本理念.....	1
第2	いじめの防止等の基本的な考え方	
1	いじめの定義.....	2
2	いじめの理解.....	3
3	基本的な考え方.....	3
	(1) いじめの未然防止.....	4
	(2) いじめの早期発見・早期対応.....	4
	(3) 関係機関との連携.....	5
第3	いじめの防止等のための対策	
1	県・県教育委員会が実施すること.....	6
	(1) 基本方針の策定.....	6
	(2) 組織の設置.....	6
	(3) いじめの防止等のための対策.....	7
2	学校が実施すべきこと.....	9
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	9
	(2) 組織の設置.....	10
	(3) いじめの防止等のための対策.....	10
3	重大事態への対処.....	13
	(1) 学校の設置者又は学校による対処.....	13
	(2) 県立学校に係る対処.....	15
	(3) 私立学校に係る対処.....	15
	(4) 県教育委員会の指導、助言及び援助.....	16

資 料

静岡県子どもいじめ防止条例

はじめに ～社会総がかりによるいじめ問題対策について～

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景としてこどもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、国及び学校は、これに基づきいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を策定することとなりました。

これらを受け本県では、平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「県いじめ防止基本方針」という。）を策定し、平成28年12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組み、現在に至っています。この間、国が平成29年3月14日に「いじめ防止基本方針」を改定したことを受け、本県においても、平成30年3月に「県いじめ防止基本方針」を改定しました。その後、いじめ防止に向けた様々な対策を行う中で、本県の現状を踏まえていじめ防止等の取組を一層推進するため、このたび、第二次改定を行いました。

「県いじめ防止基本方針」は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめています。

各学校においては、改定した「県いじめ防止基本方針」を参考にしながら、より実効性のある学校いじめ防止基本方針とするようお願いします。

第1 いじめの現状と基本理念

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和6年度の県内の学校におけるいじめ認知件数は28,093件で、令和5年度よりも2,172件増加しており、児童生徒1,000人あたりの認知件数は77.7件となっています。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図ることが重要です。

また、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定する重大事態も増加しています。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことや、重大事態の調査に関するガイドラインの改訂による重大事態の積極的な認定、保護者の意向を尊重した対応がなされるようになったことが考えられます。一方で、いじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題も見られます。

2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆ こどもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ こどもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第2 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」これは、こども、保護者、教職員だけでなく、地域住民など全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかを判断する際には、いじめを受けたこどもの立場に立つことが必要不可欠です。表面上はけんかやふざけ合いのように見えても、目が行き届かない所で被害が発生していることもあります。「心身の苦痛を感じている」と表明しているものだけでなく、こども自身が苦痛を表現できなかつたり、いじめと気づいていなかったりする場合もあることを念頭に置き、本人や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。このような判断を特定の教職員のみで行うことは、重大な見落としや誤った解釈を招くおそれがあるため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）

を適切に機能させ、情報を共有して複数の目で確認することが求められます。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査（2019-2022）」の結果によれば、いじめ防止対策推進法（2013年）の定着後の2016年頃から、小学校ではいじめの漸減傾向が確認され、その傾向が2022年まで継続しました。中学校では、2016～2018年に変化はなく、2019年から漸減傾向が始まりました。中学校に3年遅れで変化が起きた可能性の一つとして、追跡調査では、中学校の生徒全員が、小学校時代にいじめに対する適切な指導を受けてきた児童たちへ入れ替わった影響だと推察しています。小学校時代に望ましい指導を受けたことによって、その効果が継続し、中学校でもいじめが減少していると考えられます。

また、追跡調査の結果によれば、いじめの種類のうち、教師が認知した6割以上を占める「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」については、こどもの回答も、小学校・中学校ともに6～7割に達しています。このことから言葉によるいじめについては、教師による「認知」が適切になされていると考えられます。一方で、教師の回答が10数%にとどまる「仲間はずれ、集団による無視」については、こどもの回答が小学校・中学校ともに7割に達しており、かい離が顕著です。このような態様は、第三者の目には見えにくい性質を持ち、周囲のこどもも気づかない可能性があることを踏まえて、小さな変化を見逃さないよう、より一層こどもの様子をよく見る必要があります。

さらに、加害・被害という二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりするこども、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらないこどもがいることにも注視し、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべてのこどもに向けた対応が求められます。

いじめを受けたこどもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめたこどもや周りのこどもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくこ

とが求められます。社会全体が心の通い合う、温かな人間関係の中で、健やかでたくましく、いじめに向かわないこどもを育てていくことが必要です。「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが今まさに求められています。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、こどもは家庭や学校などの様々な集団に属します。その中で、ありのままを受け止めてもらえる関わり合いを経験することで、自分だけでなく他人への理解も深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。このように、こども一人一人が多様性を認め、きまりを守ろうとする意識や互いの人権を尊重する感覚を養うことこそが、いじめのない社会の実現につながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、こども自身の自立をめざすことが大切です。大人がこどもの発達に合わせてこどもを理解し、こどもの思いをこどもの立場に立って受け止めること、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、こどもとの信頼関係をつくり上げていくことが不可欠です。こういった大人の姿勢から、こどもが自分と他人を大切に思ったり、よりよい自分を目指していこうとしたりする気持ちを高め、望ましい成長につながります。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

そのため、家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役 割
家庭	こどもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。こどもをありのままに受け止め、こどもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、こどもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
学校	こどもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、こども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、こどもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

ア 早期発見 ～いじめはどの子どもにも起こりうる～

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役 割
家 庭	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
地 域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
学 校	いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

イ 早期対応 ～いじめを受けた子どもの立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもの安全を確保すること、組織として迅速な対応を開始することが不可欠です。いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握することと並行して、具体的な支援や指導を講ずるなど、組織的な対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力は必要ですが、専門的な知見を早期に取り入れることが極めて重要です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合や、事態の深刻化が懸念される場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・ 警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・ 県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第3 いじめの防止等のための対策

1 県・県教育委員会が実施すること

県・県教育委員会は、いじめの防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

【いじめ防止対策推進法】

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

県・県教育委員会は、策定した「県いじめ防止基本方針」について、適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。

(2) 組織の設置

【いじめ防止対策推進法】

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

ア 県いじめ問題対策連絡協議会

県教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、県いじめ問題対策連絡協議会を設置します。構成機関は、学校、県教育委員会、市町教育委員会、県私学協会、児童相談所、地方法務局、警察等で、協議会での取組が、市町が設置する学校におけるいじめの防止等にも活用されるよう、市町教育委員会と連携します。

イ 県教育委員会の附属機関（県いじめ問題対策本部）

県教育委員会は、県いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、以下に示すような機能を持つ附属機関（県いじめ問題対策本部）を設置します。

- ・ 県教育委員会の諮問に応じ、調査研究等、有効な対策を検討
- ・ 県立学校におけるいじめの重大事態の発生を受け、第三者的立場からいじめの重大事態を調査

なお、附属機関には弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

【いじめ防止対策推進法】

（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(7) 教職員の資質向上、教職員の配置、外部人材への協力依頼

- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した研修を推進するなど、教職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 生徒指導に係る体制の充実のため、教諭や養護教諭等の配置の工夫に努めます。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、教育相談に応じる者や警察官経験者などの外部人材に協力を求めます。

(イ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- ・ いじめ防止対策の状況把握、こどもへの適切な指導及び助言や保護者への啓発の在り方等の調査研究・検証を推進し、成果の普及を図ります。
- ・ いじめがこどもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度等について、必要な啓発活動を行います。
- ・ 保護者がこどもの権利を尊重し、心身の健やかな育ちを支えることができるよう、家庭教育に関する学びの機会の提供や相談体制の充実など、

幼児期から切れ目なく家庭を支援します。

- ・こどもがいじめを「自分ごと」として捉え、互いの個性を認め合う集団づくりや、いじめを許さない雰囲気醸成に向けた自主的な活動に対し支援します。

(ウ) 学校運営の改善への支援

- ・教職員がこどもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見・早期対応

【いじめ防止対策推進法】

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(7) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けたこどもと、いじめを行ったこどもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、インターネット上のいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進します。

(イ) いじめの報告を受けた際の措置

学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示又は自ら調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な運用

市町教育委員会が権限を有する出席停止制度について、適切な運用を図ることができるよう、必要に応じて指導、助言又は援助を行います。

ウ 関係機関との連携

県いじめ問題対策連絡協議会等を通じて、警察、児童相談所等の関係機関、家庭、地域、学校等との連携を強化します。

2 学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

【いじめ防止対策推進法】

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながります。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながります。

その中核となるのは、いじめに向かわない態度・能力の育成等、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」に向けた取組です。たとえば、包括的な取組の方針を定めたり、具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることが挙げられます。これにより、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に実施できるようになります。

【具体的な記載項目】

- ・ いじめの定義
 - ・ いじめ防止等に対する基本的な考え方
 - ・ いじめの未然防止のための取組
 - ・ いじめの早期発見に向けての取組
 - ・ いじめの早期解決に向けての取組（いじめ対応フロー図等）
 - ・ 重大事態への対処
 - ・ いじめ対策組織（いじめの相談・通報の窓口でもある）
 - ・ いじめ防止等のための年間計画
 - ・ 教職員への理解推進の場や研修の実施
 - ・ 相談窓口
- 等

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、学校運営協議会やPTA、地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期

的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。

(2) 組織の設置

【いじめ防止対策推進法】

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。組織は、いじめを受けたこどもを保護し、解決に向けた伴走支援をしていきます。

- ・構成員は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問及び学校医などが想定されます。必要に応じて、こどもと信頼関係の深い教職員を追加します。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家にも協力を求めます。
- ・学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を全教職員が経験できるような組織構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効です。
- ・情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があります。また、いじめに係る情報があつた時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うことが求められます。
- ・こども及び保護者に対して、組織の活動を周知するとともに、組織がいじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることも周知する必要があります。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

【いじめ防止対策推進法】

(学校におけるいじめの防止)【再掲】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(7) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等（情報モラル教育を含む）の充実を図ることが必要です。

(4) こどもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会・生徒会活動など、こどもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。

(5) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、こどもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが必要です。

(エ) 配慮を要するこどもへの支援

個別の配慮を必要とするこどもについてはその特性や社会的・文化的背景を踏まえた適切な支援及び指導を日常的かつ組織的に行う必要があります。

例えば、発達障害を含む障害のあるこども、外国にルーツのあるこども、性的マイノリティのこどもなどが考えられます。こうした一人一人の置かれた状況を正しく理解し、組織としてきめ細やかな対応を継続することが求められます。

(オ) 欠席が続いた場合の対応の基準（原則）を設定

ある程度欠席が続いた場合、こどもからのSOSである可能性があります。明確な欠席理由がない場合や、発熱、頭痛、腹痛、吐き気、不眠、無気力などの症状による欠席は、不登校でよく見られる状況であり、いじめを起因とする可能性もあります。欠席対応の基準（原則）を定め、全教職員で共有することで、個々の教職員の判断によって対応に差が生じないようにし、適切な対応につなげることが大切です。

(カ) 教職員の資質能力の向上

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

(キ) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

イ いじめの早期発見・早期対応

【いじめ防止対策推進法】

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(7) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要があります（いじめ対応フロー図等の策定）。

(イ) こどもの実態把握

こどもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う必要があります。

(ロ) 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められます。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けたこどもやいじめについて報告したこどもの立場を守る必要があります。

(イ) 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの通報を受けたり、こどもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければなりません。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告することが必要です。
- ・いじめが確認された場合は、組織的に対応し、いじめの解消を図るとともに、再発防止策を講ずる必要があります。その際、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援、いじめを行ったこどもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行うことが求められます。
- ・いじめの解決に向けて保護者と事実を迅速に共有し、学校と家庭で足並みをそろえてこどもの安全・安心を最優先にしながら協力関係を構築していくことが肝要です。
- ・いじめを受けたこどもの保護者と、いじめを行ったこどもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められます。
- ・必要に応じて、いじめを行ったこどもを、いじめを受けたこどもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けたこどもが安心して教育を受けられるようにする必要があります。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けたこどもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得

ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要があります。
- ・ 国立学校及び私立学校は、いじめ問題に対応するにあたり、必要に応じて、県教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援を受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び県教育委員会と、県私立学校主管部局は県教育委員会との連携の確保に努めます。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行ったこどもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める必要があります。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省・令和6年8月改訂版）」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 学校の設置者又は学校による対処

ア 重大事態のケース

【いじめ防止対策推進法】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (7) いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ こどもが自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な被害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等
- (4) 欠席の原因がいじめと疑われ、こどもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因でこどもが一定期間、連続して欠席しているとき。

こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできません。

イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、こどもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられます。

なお、こどもの入院や死亡など、いじめを受けたこどもからの聴き取りが不可能な場合は、こどもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

ウ 情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けたこども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

エ 設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行います。

また、県立学校に係る調査において、県教育委員会が調査の主体となる場

合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられます。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

オ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う必要があります。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

(2) 県立学校に係る対処

ア 知事への報告

県立学校は、重大事態が発生した場合には、県教育委員会を通じて、その旨を知事に報告します。また、調査の結果についても同様に報告します。

イ 再調査

報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができます。

ウ 調査結果に対する措置

- ・知事は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告しなければなりません。
- ・知事、県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。
- ・必要な措置としては、県教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられます。知事部局においては、必要な教育予算の確保や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

(3) 私立学校に係る対処

ア 知事への報告

私立学校は、重大事態が発生した場合には、その旨を、当該学校を所轄する知事に報告します。また、同様に、調査の結果を知事に報告します。

イ 再調査

報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができます。

ウ 調査結果に対する措置

知事は、再調査の結果を踏まえ、私立学校法の規定等に定める権限に基づき必要な措置を講じます。

(4) 県教育委員会の指導、助言及び援助

県教育委員会は市町に対し、重大事態への対処に関する市町の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができます。

静岡県子どもいじめ防止条例

平成28年12月27日
条例第55号

静岡県子どもいじめ防止条例をここに公布する。

静岡県子どもいじめ防止条例

子どもはかけがえのない存在であり、私たちはその一人一人の個性が尊重され、尊厳が守られる環境を築いていかなければなりません。

いじめは、現代社会においてはいつでもどこでも起こり得るものであり、世代を問わず誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。しかし、いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為です。

とりわけ、子どもがいじめによって自らの命を絶つ悲しい事件が後を絶たず、深刻かつ重大な社会問題となっています。

そこで、いじめを身近な問題と捉え、これを克服するため、明るい将来を夢見る子どもがいじめに遭うことなく健やかに成長し、安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があります。また、いじめを受けた側といじめを行った側の双方に対処することの大切さを認識しながら子どものいじめ防止に社会総がかりで取り組むことにより、県民のいじめ根絶の意識が高まり、誰もが互いを尊重し、ともに支え合う共生社会の実現につながります。

このような考え方に立ち、ここに、子どものいじめ防止に関する基本理念等を明らかにし、子どものいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

【資料】 静岡県子どもいじめ防止条例

- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨として行われなければならない。
 - 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

- 第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童生徒は、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするものとする。

(県の責務)

- 第5条 県は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項の規定により、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。
 - 3 県は、学校又は学校の設置者が、この条例の趣旨にのっとり、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

- 第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

- 第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめの防止について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して愛情を持って接し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、及び規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、県、国、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、それぞれの地域において、児童生徒を見守り、児童生徒がいじめに遭わない環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(社会総がかりの取組の推進)

第10条 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと等により、県民の理解を深め、及び県民の参加を促進するものとする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を把握し、前項の基本的な方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかどうかを検証し、必要があると認めるときは、前項に規定する基本的な方針を変更するものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができ、かつ、その相談に速やかに対応できるよう、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに係る対策)

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ(以下「ネットいじめ」という。)に係る対策のため、関係機関と連携して、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかの監視、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

【資料】 静岡県子どもいじめ防止条例

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例(平成26年静岡県条例第12号)第2条の静岡県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果並びに同条例第10条の静岡県いじめ問題対策本部における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(重大事態等への対応)

第15条 県は、重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。)が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第28条及び第30条に規定する措置等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、関係機関が法第5章に規定する対処等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該関係機関への情報提供等を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。